

国王尚巴志より礼部あて、長至令節の慶賀の進貢の事、附搭貨の事、曆日の事の咨（一四二六）

右、礼部に咨す

宣徳元年（一四二六）

咨

琉球国中山王尚巴志、慶賀等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。

須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、慶賀の事。使者佳期巴那等を遣わし、表文一通を齎捧して京に赴き長至令節を慶賀せしむ。及び、荒字号海船一隻に坐駕し、馬二十四・硫黄五千斤を管送して京に赴き進収せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有の附搭の蘇木は、煩為乞わくは免抽し宝鈔を給価するを賜わんことを。遠人をして利便ならしむるに庶からん。

一件、曆日の事。前後して礼部の咨文二道を准くるに、内に開す。欽賜の宣徳元年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、本國の使者宗比結制に就付し、收領して回国せしむるの外、又次いで使者佳期巴那に付して領到せしむ、とあり。宣徳元年の大統曆日一百本、内、黄綾面一本は、欽遵して收受するを除くの外、理として合に通行すべし。咨して知会を請う。須らく咨に至るべき者なり。

注

(1) 佳期巴那 この時の入貢の記事が『明実録』宣徳元年十月辛巳・十一月壬辰にある他、前年の洪熙元年閏七月戊戌・戊申の各条にも入貢の記事がある。

(2) 長至令節 冬至の祝いの儀。冬至には正旦、聖節(皇帝の誕生日)と並ぶ重要な朝賀が行われた。

(3) 宗比結制 『明実録』洪熙元年十二月庚午・己丑の各条に見える宋比結制であろう。

(4) 佳期巴那 前注(1)の佳期巴那に同じ。洪熙元年の入貢の帰りに、宋比結制の受領した曆を佳期巴那が持ち帰ったのであろう。

1-16-06

国王尚巴志より礼部あて、進貢の事、附搭貨の事の咨

(一四二七、四、一七)

琉球国中山王尚巴志、進貢等の事の為にす。

今、各件の事理を將て合行に移咨すべし。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、進貢の事。今、使者魏古渥制等を遣わし、表文一通を齎

捧し、及び馬一十五匹・硫黄五千斤を管送して京に赴き進貢せしむ。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所有^②の今附搭する蘇木等の物は、煩^{ねが}為わくは免抽し価鈔を給賜するを上賜せんことを。遠人をして利便ならしむるに庶^{あか}からん。

右、礼部に咨す

宣徳二年（一四二七）四月十七日

咨

注（一）魏古渥制 『明実録』宣徳二年十一月辛亥・十二月壬戌に入

貢の記載がある。他に宣徳五年十月癸酉・十一月乙巳、八年二月庚子・三月丁巳にも記事がある。

（二）所有^② 所有・所^② 所^②と同意で用いていると思われる。「用語解説」参照。

1-16-07

國王尚巴志より礼部あて、海船賜与への謝恩の進貢の事、附搭貨に対し永楽銭支給を請う事の咨（一四二八、一、一四）

琉球国中山王、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐す。施行せよ。須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、謝恩の事。近ごろ長史鄭義才・使者実達魯等の呈に拠るに、洪熙^①年間に本国の差令を蒙り、欽差の内官柴山の公幹の来船に附搭し、表箋文を齎捧し、及び方物を管送して京に赴き謝恩す。鄭義才等、備呈して礼部に赴き、奏請して別に船隻を撥して往来し朝貢するを具告するに縁^より、海船一隻を欽賜せられて回国す。告して施行を乞う、とあり。此れを得て、前事を参照するに、理として合に今、長史鄭義才等を遣わし、共に洪字等号海船三隻に坐駕し、使者南者結制等と^{とも}共に表文一通を齎捧し、及び馬四十五匹・硫黄八千斤を管送して京に赴き謝恩せしむべし。咨して施行を請う。

一件、番貨の事。所^②の附搭の蘇木等の貨は、是れ遠来の物に係わりて本国の所産に係わらず。如し給価を蒙らば、煩^{ねが}為わくは具奏して、永楽^③年間の事例に照らし、就ち京庫より永楽通宝銅錢を支給するを乞わんことを。回国して流使^④すれば、以て聖朝の恩恵施して外邦に及ぶを見ん。咨して施行を請う。

右、礼部に咨す

宣徳三年（一四二八）正月十四日

謝恩等の事

咨

注（一）洪熙年間に：謝恩す（一六〇一）を参照。

（二）鄭義才等…具告 『明実録』宣徳元年（一四二六）四月丁丑